宮城県中小企業等共同化 チャレンジ事業補助金

令和6年度 申請の手引き

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室

【募集期間】:令和6年6月3日(月)~7月5日(金)

目次

1	対象要件	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
2	対象事業	`	補.	助	率.		補	助	限	度	額		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
3	補助対象	経	.費	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
4	事業スケ	ジ	ュ	_	ル	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
5	事業計画	の	認	定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	\sim	7
6	審査方法	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7	\sim	8
7	交付決定		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8

手引きについて

本手引きは、県内中小企業・小規模事業者等を対象に、補助申請を行う際の 準備、手続き、注意点等について記載する。本手引きに沿って、補助申請を行 うこと。

なお、本手引きの内容は、予告なく変更となる場合がある。更新版の手引き は本事業のホームページにて公開する。また、変更点は手引き内に明記する。

1 対象要件

補助金の交付対象となる事業者は中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者のうち、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 宮城県内で事業所を有する法人、又は県内に住所を有し、若しくは事業 所を有する個人であること。
- (2) 2者以上で構成される中小企業等グループにより実施すること。

●対象外となる事業者

- ▶みなし大企業(大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に 大企業の支配下にある会社)と認められる者。
- ▶確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税 所得の年平均額が15億円を超える中小企業・小規模企業者
- ▶風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を営む者。
- ▶暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。暴力団又は暴力団員等との関係を有しないこと。また、暴力団又は暴力団員等から出資等資金提供を受けていないこと。
- ▶県税に未納がある者。

●中小企業者の定義(参考)

主たる業種	資本金基準※1	従業員基準※2				
製造業、建設業、運輸業、	3 億円以下	300人以下				
その他業種	3 18117人	300八以 1				
卸売業	1 億円以下	100人以下				
サービス業	5,000万円以下	100人以下				
小売業	5,000万円以下	5 0 人以下				

- ※1)資本金は資本の額又は出資の総額。
- ※2)従業員は常時使用する従業員をいい、事業主や役員、臨時の従業員を含まない。

2 対象事業、補助率、補助限度額

対象事業

デジタル技術の活用等による事業の共同化により、自社及び中小企業等グループの新たな生産性の向上や改善、効率化等に取り組む内容や、事業連携による新事業展開を目指す取組。

ただし、その他の補助金等により交付を受けた事業については、補助事業 の対象として含まないものとする。

対象期間

原則として、補助金交付決定日から令和7年3月10日まで (実績報告は、事業終了後~令和7年3月14日まで)

補助率

対象経費の2/3以内

補助上限額

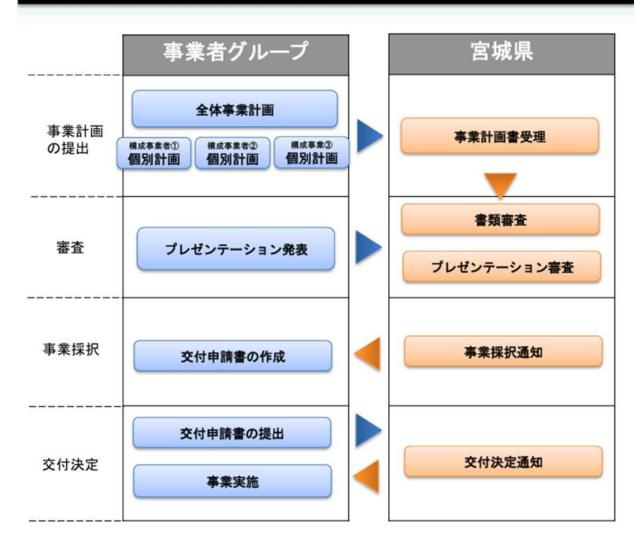
200万円まで

3 補助対象経費

下表に掲げる経費のうち、交付決定日以降に支出した経費であって、補助対象期間までに支払を完了したもの。

2,17,9,11,1,31,1	秋期间までに又払を元」したもの。 社会奴弗 - 社会以奴弗							
1 /4. #	対象経費	対象外経費						
人件費	▶事業に従事した者の費用	▶ 賞与						
	※単価や従事時間については、そ	▶雇用補助金等を受けてい						
	の根拠が明示できるようにするこ	る者に対しての人件費						
	と。							
消耗品費	▶事業に必要な物品の購入							
設備費	▶事業に必要な物品の購入、製造に	▶不動産の購入費						
	必要な経費	▶店舗、事務所の賃貸借契						
	▶店舗、事務所の内外装工事費用	約に係る敷金、保証金等						
	▶事業に必要な機械器具等のリー	の一時金						
	ス・レンタルに要する経費							
	▶店舗、事務所、駐車場の賃借料、							
	共益費							
広報費	▶広告宣伝費、パンフレット印刷							
	費、ホームページ製作費							
試作、マー	▶試供品、サンプル品の製作に係る	▶共同化と無関係な商品仕						
ケティング	経費	入れとみなされるもの。						
調査費	▶市場調査に要する事務費、外部機							
	関への委託費							
謝金、コン	▶補助事業者が直接実施することが							
サルタント	困難なもの又は適当でないものに							
経費	ついて、他の事業者に相談し、あ							
	るいは外注するために必要な経費							
その他	▶上記のほか、知事が補助対象事業	▶各種保険料						
. –	に必要と認めた経費	▶収入印紙代及び振込手数						
		料、代引手数料						
		▶公租公課費						

■事業の流れ(申請から交付決定まで)



▶プレゼンテーション審査 令和6年7月中旬予定

▶採択及び交付決定 令和6年7月中

▶補助事業の実施期間 令和6年7月~令和7年3月10日(月)

▶実績報告 事業終了後~令和7年3月14日(金)

※応募件数、審査の状況等により日程前後する場合があります。

5 事業計画の採択

(1)提出書類

補助金を申請するには、事前に事業計画の採択を受ける必要があり、事業計画の採択にあたっては、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

▶必要書類

No.	提出書類	備考
1	補助事業計画書	別記様式第1号、別紙1 ※グループ構成事業者、各々の個別計画を含む
2	事業費所要額調書	別紙 2
3	会社案内、パンフレット等	事業概要及び事業所の所在地がわかる資料 ※グループ構成事業者分全て
4	登記事項証明書等	【法人】申請日前3か月以内の履歴事項全部証明書(登記簿謄本) 【個人】申請日前3か月以内の住民票抄本 ※グループ構成事業者分全て
5	納税証明書	県税に未納がないことを証する書類 ※グループ構成事業者分全て
6	暴力団排除に関する誓約書	別紙 3
7	直近3年間の財務諸表	※グループ構成事業者分全て
8	その他知事が必要と認める 書類	事業費積算の根拠資料(見積書)等

※各種様式は、宮城県ホームページからダウンロード可能。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/challenge/kyodoka.html

(2)提出方法

以下提出先まで、メール又は郵送すること。

【提出先】

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

TEL: 0 2 2 - 2 1 1 - 2 7 4 5

E-Mail: chukisip@pref.miyagi.lg.jp

※ご不明点については、上記連絡先へ問い合わせること。

(3)提出部数

正本1部

ただし、各構成事業者分資料をとりまとめの上提出すること。

(4) 応募期間

令和6年6月3日(月)~7月5日(金)

(5) 注意事項

- ▶提出された申請書類等は返却しないため、必ず控えを保管すること。
- ▶申請書類等に係る連絡先等の個人情報は適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない。
- ▶申請に要する費用は、応募者の負担となる。

6 審査方法について

(1) 審查概略

- ▶事業計画書をもとに書類審査、プレゼンテーション審査を実施。
- ▶プレゼンテーション審査については、県庁での実施を予定しているが、 やむを得ない場合、オンライン方式での実施も可能とする。
- ▶プレゼンテーション審査は以下の構成を想定。
 - ①事業計画の説明(15分程度)、②審査員からの質問(15分程度)
- ▶プレゼンテーション審査にて使用する資料は、基本、事業計画書にて行 うこと。追加の資料があれば、そちらでの説明も可能とする。

(2)審査加点について

パートナーシップ構築宣言を行った事業者は、審査評点を加算する。

▶申請締切日時点で「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表している場合は加点対象となるもの。

「パートナーシップ構築宣言」の詳細は、下記の URL 及び QR コードから確認すること。(https://www.biz-partnership.jp/)

(3) 事業計画に関する照会等

事業計画提出後、審査会までの間に内容に関する照会等を行う場合がある

(4) 結果の通知

- ▶提出者全員に対して文書で採否の結果を通知する。
- ▶なお、採択審査結果の内容についての問い合わせには、応じないものとする。

7 交付決定

事業計画の採択を受けた者は、以下交付申請に係る書類を追加提出し、それ をもとに県が、補助金の交付決定を行う。

※実際の補助金交付については、事業実施後の実績報告書の提出をもとに精 算払いを行う。(概算払いは実施しない。)

(1)必要書類

▶補助金交付申請書(別記様式第2号) ※提出先等は事業計画書と同様。

(2) 交付決定予定について

- ▶令和6年7月中を予定。
- ▶申請内容に係る評価や申請状況等を考慮し、事前に申請者と調整の 上、申請された金額を下回る額で採択及び交付決定することがある。

<事業担当>

宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班 〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

 $TEL: \ 0\ 2\ 2-2\ 1\ 1-2\ 7\ 4\ 5$

E-Mail: chukisip@pref.miyagi.lg.jp